

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第4号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項総務部人財課中「健康管理担当」を「健康管理・研修担当」に改め、同項健康福祉部健康づくり推進課中「医療予防担当」を「医療施策推進担当」に、「健康づくり・がん予防担当」を「保健衛生・がん予防担当 地域保健活動担当」に改め、同部高齢福祉課中「いきいき推進担当」の次に「認知症施策推進担当」を加え、同項文化スポーツ部生涯学習センター中「生涯学習センター」を「図書・学び交流課」に、「生涯学習担当」を「学び交流担当」に改め、「つきみ野学習センター」の次に「図書担当 視聴覚ライブラリー」を加え、同部図書館を削り、街づくり計画部渋谷土地地区画整理事務所事業管理課中「事業管理担当」の次に「整備担当」を加え、同所整備事業課を削る。

第4条総務部総務課中第25号を第27号とし、第12号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 行政不服審査に関する事。

(13) 行政不服審査会に関する事。

第4条総務部総務課に次の1号を加える。

(28) 特定個人情報保護評価に関する事。

第4条総務部人財課中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号を削り、第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号中「福利厚生」の次に「及び職員互助会」を加え、同号を同課第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 市町村職員共済組合に関する事。

第4条総務部人財課中第9号の次に次の1号を加える。

(10) 人事給与システム及び勤怠管理システムの管理運用等に関する事。

第4条市民経済部生活あんしん課中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条環境農政部みどり公園課に次の1号を加える。

(14) 都市計画法に基づく開発行為に係る公共施設の管理者の同意等に関する事。

第4条健康福祉部健康づくり推進課に次の2号を加える。

(21) がん患者等の支援に関すること。

(22) 地域医療に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。

第4条健康福祉部介護保険課中第24号を第25号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 介護保険サービス審議会に関すること。

第4条健康福祉部障がい福祉課中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に関する
こと。

第4条健康福祉部生活援護課中第6号を削り、第7号を第6号とし、文化スポーツ部生涯学習センター各号列記以外の部分中「生涯学習センター」を「図書・学び交流課」に改め、同センターに次の10号を加え、同部図書館を削る。

(21) 図書館の事業計画に関すること。

(22) 図書館の管理運営に関すること。

(23) 図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。

(24) 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。

(25) 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。

(26) 館外奉仕に関すること。

(27) 読書活動の推進に関すること。

(28) 読書会その他各種行事の開催に関すること。

(29) 視聴覚ライブラリーの事業計画に関すること。

(30) 視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。

第4条街づくり計画部建築指導課中第22号を第23号とし、第17号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく
認定等に関すること。

第4条街づくり計画部街づくり計画課中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同部渋谷土地区画整理事務所事業管理課に次の4号を加え、同所整備事業課を削る。

(13) 渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行地区内の工事の調査、設計、施工及び監督に関する
こと。

(14) 渋谷（南部地区）土地区画整理事業施行地区内の建築物等の移転、除却等に係る補償に

関すること。

(15) 渋谷(南部地区)土地区画整理事業施行地区内の住宅市街地総合整備事業に関する事。

(16) 渋谷(南部地区)土地区画整理事業施行地区内の公共施設及び仮設建築物の維持管理に関する事。

第17条第1項事務局病院総務課中「経営担当」を「経理担当」に改め、同局医事課の次に次のように加える。

経営戦略室 経営戦略担当

第17条第3項医事課の次に次のように加える。

経営戦略室

(1) 病院事業の経営企画に関する事。

(2) 病院実施計画の策定方針に関する事。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。